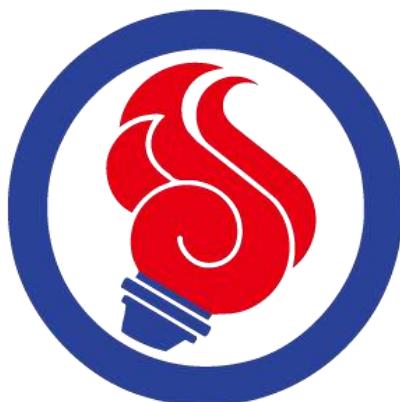


第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市実行委員会
第1回輸送交通専門委員会



いちご一會とちぎ国体 いちご一會とちぎ大会

いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会
第1回輸送交通専門委員会 目次

1.	報告事項	
(1)	第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会概要	別冊
(2)	鹿沼市実行委員会総務企画専門委員会名簿	1
2.	専門委員会について	
(1)	鹿沼市実行委員会組織図	2
(2)	鹿沼市開催基本方針	3
(3)	鹿沼市開催推進総合計画	4
(4)	鹿沼市開催推進総合計画（年次計画）	6
3.	審議事項	
(1)	第1号 輸送交通基本計画（案）	7
(2)	第2号 警備・消防防災基本計画（案）	9
4.	資料	
(1)	鹿沼市実行委員会設立趣意書	10
(2)	鹿沼市実行委員会会則	11
(3)	鹿沼市実行委員会名簿	17
(4)	鹿沼市実行委員会専門委員会規程	23
(5)	第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体視察について	別冊

**第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市輸送交通専門委員会名簿**

令和2年5月29日承認

(順不同・敬称略)

【委員長】 1名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	警備・消防関係	鹿沼市交通安全協会	会長	井戸道廣

【副委員長】 1名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	通信・運輸関係	関東自動車株式会社	部長	大島敏伸

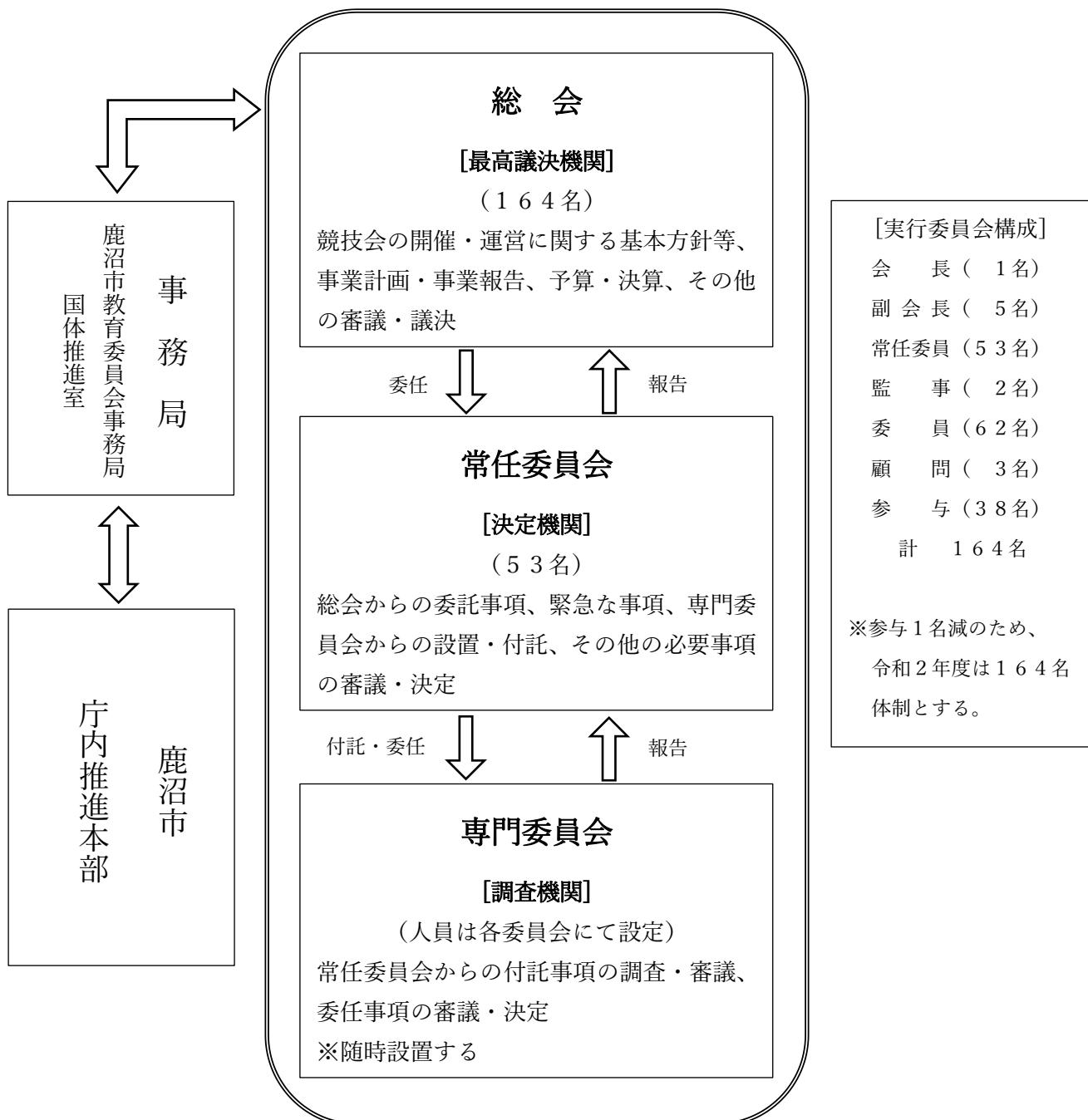
【専門委員】 27名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社 鹿沼駅	宇都宮駅 内勤副総括助役	重光亜美
2		東武鉄道株式会社 新鹿沼駅	駅長	藤田治
3		一般社団法人 栃木県バス協会	専務理事	小矢島応行
4		一般社団法人 栃木県タクシー協会	専務理事	鉢村敏雄
5		一般社団法人 栃木県レンタカー協会	会長	青木重雄
6		とちぎ流通センター協同組合	主任主事	金子康一
7	警備・消防関係	鹿沼市消防団	副団長	小太刀昭
8		鹿沼市防犯協会	事務局係長	市川佳代子
9	国・県関係	上都賀教育事務所	副主幹	荒川一志
10		栃木県警察鹿沼警察署	課長	篠崎博由
11		鹿沼土木事務所	部長補佐	下山光洋
12	市関係	鹿沼市総務部総合政策課	主任主事	水瀬俊彦
13		鹿沼市総務部危機管理課	主査	安倍孝泰
14		鹿沼市財務部公共施設活用課	主査	湯澤伸夫
15		鹿沼市民部生活課	係長	山本竜也
16		鹿沼市民部地域活動支援課	係長	市川佳代子
17		鹿沼市経済部農政課	主任主事	篠原久徳
18		鹿沼市都市建設部建設監理課	主査	橋本睦生
19		鹿沼市都市建設部都市計画課	主任技師	高木悠博
20		鹿沼市都市建設部土木課	主任技師	高田勝也
21		鹿沼市都市建設部維持課	主任技師	中野麻希
22		鹿沼市都市建設部建築課	主任技師	藤田雅弘
23		鹿沼市消防本部消防総務課	主査	福富健太
24		鹿沼市消防本部予防課	主任主事	臼井健太郎
25		鹿沼市消防本部警防救急課	係長	紺野敬寛
26		鹿沼市消防本部通信指令課	主任主事	牛久敏明
27		鹿沼市教育委員会事務局学校教育課	主査	雉嶋邦彦

【事務局】

事務局長	鹿沼市教育委員会事務局	教育次長	高橋年和
事務局次長	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	室長	大貫照実
事務局職員	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主任主事	滝江隆宏
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主任主事	柴田知拓
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主任主事	斎藤香名芽

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市実行委員会推進体制



専門委員会 ※名称等については必要に応じ変更

- 総務・企画委員会 (広報計画、市民運動推進、歓迎・接伴 等)
- 競技・式典委員会 (競技運営計画、競技施設整備計画 等)
- 宿泊・衛生委員会 (宿泊計画、配宿、医療救護、食品衛生、環境衛生 等)
- 輸送・交通委員会 (輸送計画、交通、警備、消防防災 等)

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市開催基本方針

1. 基本方針

鹿沼市は、豊かな自然と良質な森林資源に恵まれ彫刻屋台や鹿沼組子など匠の技に代表される「木工のまち」として栄えてきました。第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体、第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会の開催は、「いちごいちは」の様々な出会いを大切にし「いちご市」かぬまの魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。市民総参加による様々な取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる人情味のあるまち」の実現に向けて極めて有意義なものになるものと期待されます。市民の総力をもって活力あふれる街づくりの創出を図ります。

2. 実施目標

(1) いちご市かぬまの総力をもって、笑顔あふれる両大会

あたたかく競技者を応援するとともに、市民が積極的にボランティア活動に参画するなど、両大会の成功に向けて一人ひとりが活躍し、多くの笑顔がいちご市かぬまにあふれる両大会になるよう努めます。

(2) いちご市かぬまの特色を活かし、創意工夫を凝らした両大会

大会運営や施設整備においては既存の施設を有効活用し、競技者の実力が最大限に發揮できるよう万全な体制を整えるとともに、両大会開催後の地域力の向上にも繋がるよう創意工夫を凝らした、両大会の開催に努めます。

(3) いちご市かぬまの魅力を発信し、おもてなしの心あふれ、記憶に残る両大会

両大会の開催という目標を市民が共有して総力を結集し、心のこもったおもてなしに努め、全国各地からの来訪者を温かく迎えます。いちご市かぬまが誇る豊かな自然や歴史を活用し、両大会開催機運を高める記念事業等を行いながら、相互の連帯感や郷土意識を高めるとともに、いちご一会の出会いを大切にし、両大会に関わる全ての方々の記憶に残るものとなるよう努めます。

(4) スポーツの推進を通じた活力あふれるまちづくりを図る両大会

両大会開催が市民のスポーツに対する関心や実践意欲を高め、いちご市かぬまが推進する「1人1スポーツ」に繋がるよう、また、市民が幅広く生涯にわたってスポーツに関わり、スポーツを通じた交流が活発に行われ、活力あるまちづくりを創出する両大会となるよう務めます。

令和2年5月8日 第1回常任委員会承認

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市開催推進総合計画

1. 趣旨

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会（以下、「両大会」という。）の成功に向け、鹿沼市民の英知と総力を結集し、おもてなしの心あふれ、記憶に残る両大会となるよう、第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会鹿沼市開催基本方針に基づいて開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 推進項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下、「県等」という。）との緊密な連帯を図り、両大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりに繋がるものとするため、総合的な計画を立案し施策を推進する。

(2) 財務

県等と相互協力のもと、創意工夫により、既存の設備等を有効に活かしながら、実りある両大会を目指し、適切で効率的な運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に行い、いちご市かぬまの魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、両大会開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する心のこもった両大会にするとともに、県が推進する県民運動と連携し、両大会後の市民運動による活気あふれるまちづくりに繋げる。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、いちご市かぬまを訪れる方々を温かくお迎えするとともに、いちご市かぬまの魅力を紹介し、「また来たい」と思っていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等との連帯を強化しながら、協議会を円滑で効率的に運営し、競技会の実施に必要な用具等の調達については、可能な限り現有のものを活用または借用し、最小限の整備とする。

(7) 式典

簡素な装飾や演出を基本としつつ、創意工夫をこらした温かく、いちご市かぬ

まのオリジナリティあふれる運営に努める。

(8) 施設

両大会の開催基準要項に規定されている施設基準を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設整備を図る。

(9) 宿泊

宿泊施設や関係機関等との連携により、おもてなしの心と十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会に関わる全ての方々の安全を確保するとともに、両大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関等との連携を強化する。

さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

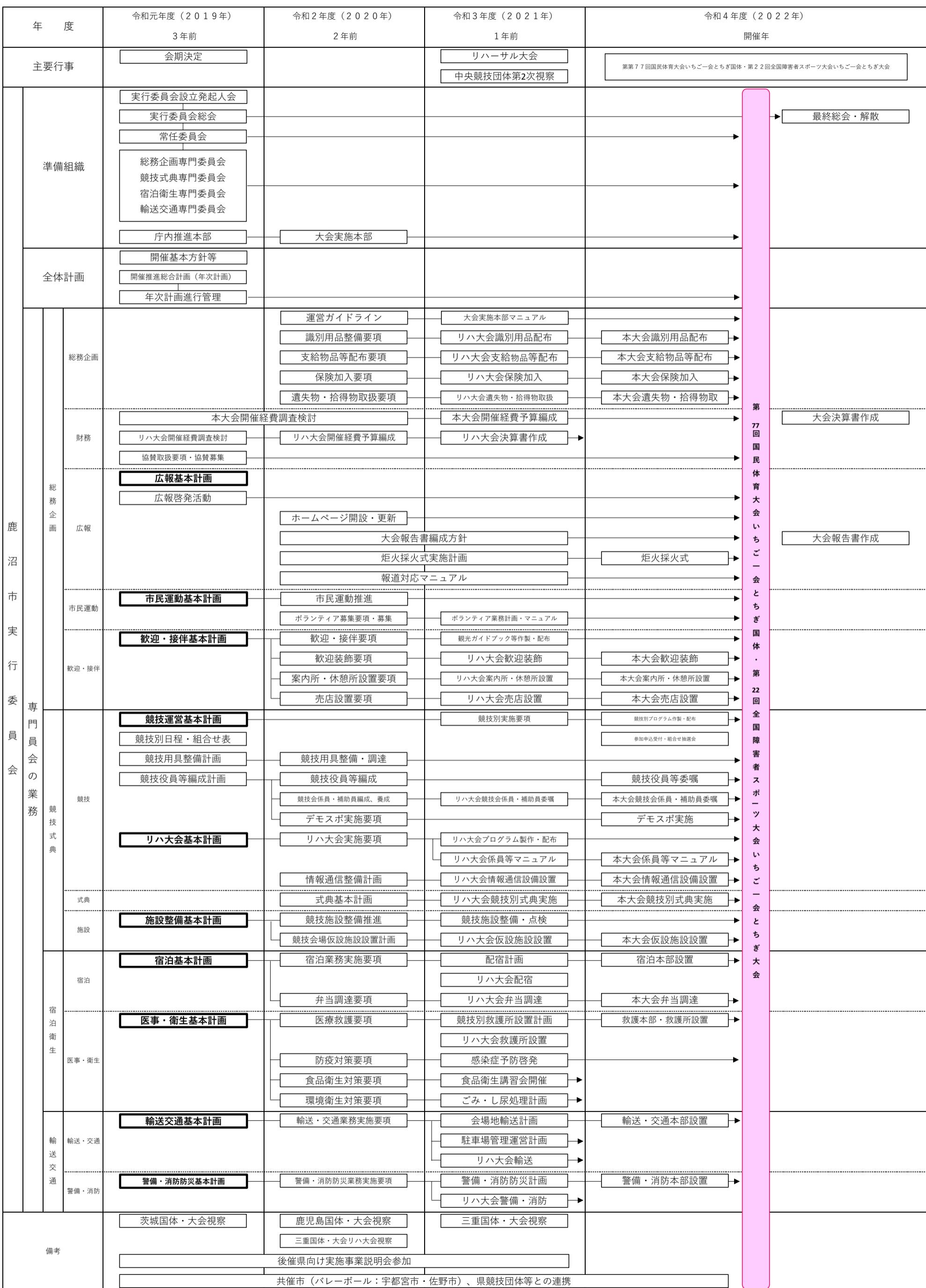
交通事業を勘案し、交通事業者や関係機関等との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。併せて、交通渋滞の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対策に万全を期するため、危機管理を徹底して行い、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

3. 開催推進総合計画（年次計画）

第77回国民体育大会いちご一大会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一大会とちぎ大会鹿沼市開催推進総合計画（年次計画）は、別表のとおりとする。



第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市輸送交通基本計画（案）

1 目的

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通対策については、鹿沼市の交通状況等を考慮しながら、安全かつ確実な輸送手段の確保に努め、公共交通機関の利用促進及び交通安全の徹底による輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

（1）輸送対策

ア 輸送の原則

輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用し、その利用料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共に開催される競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

（2）交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制を行う。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全を確保し、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

ウ 駐車場の確保

競技会場及び練習会場の周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときには必要な措置を講じる。

エ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

オ 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の利用を促すとともに、市民へのマイカー利用の自粛及び違法駐車の防止等交通環境維持のための啓発に努める。

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会（以下、「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者の警備・消防防災対策については関係機関・関係団体等との緊密な連携のもとに、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期する。

2 内容

（1）警備対策

競技会場、練習会場及び宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）における雑踏事故、その他の事件・事故の防止及び防犯対策を重点とした適切な警備措置を講じる。

（2）消防防災対策

競技会場等の火災その他の災害の予防及び災害発生時における情報伝達、避難誘導、救急救助等に関する諸対策を講じる。

（3）防火・防災意識の高揚

競技会場等における災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関・団体等の指導、協力による防火・防災意識の高揚を図る。

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会設立趣意書

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及しスポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典です。

近年、少子化・高齢化、国際化、情報化など社会情勢の変化に伴い、スポーツを取り巻く状況も大きく変化しており、健康に対する意識の高揚に併せ、スポーツへの関心やその重要性が増すなど、生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向かって、国民全体でスポーツに対する機運が盛り上がる中、わが国最大かつ最高のスポーツの祭典である国民体育大会や全国障害者スポーツ大会が、2022年に栃木県、そして本市において開催されることは、市民のスポーツへの関心を高め、「ひとり1スポーツ」の実現に大きく寄与するものと考えられます。

両大会の開催は、「いちごいちえ」の様々な出会いを大切にし、豊かな自然、歴史、文化、食など、「いちご市」鹿沼の魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

また、両大会を契機とする市民総参加による様々な取り組みは、市全体の絆と連帯感を高め、「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる人情味のあるまち」の実現に向けて極めて有意義なものになるものと期待されます。

このような意義ある両大会を成功に導くために、市民・各種関係団体・行政からなる「第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会鹿沼市実行委員会」を設立し、鹿沼市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和元年7月19日

第77回国民体育大会いちご一会とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一会とちぎ大会
鹿沼市実行委員会設立発起人

鹿沼市長	佐 藤 信
鹿沼市議会議長	大 島 久 幸
鹿沼市副市長	福 田 義 一
鹿沼市教育長	高 橋 臣 一
鹿沼市体育協会会长	江 田 光 好

令和元年9月26日 設立総会承認

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体

第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会

鹿沼市実行委員会会則

第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会鹿沼市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、本大会において、鹿沼市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る事業に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び実行のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 鹿沼市を代表する者。
- (2) 鹿沼市議会を代表する者。
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者。
- (4) 知識経験を有するもの。
- (5) その他会長が特に必要と認める者。

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、鹿沼市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解放されるまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及に関する事項。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事項。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事項。
- 8 常任委員会は、前項 2 号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議決定した事項及び次条第 3 項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第 5 項及び第 6 項の規定は常任委員会について準用する。

11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て鹿沼市に帰属する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、令和元年9月26日から施行する。

2 実行委員会の令和元年度における会計年度は、第19条の規定にかかわらず、施行の日から、令和2年3月31日までとする。

**第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市実行委員会名簿**

令和元年9月26日承認

【会長】 1名

(順不同・敬称略)

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
1	鹿沼市	鹿沼市	市長	佐藤信

【副会長】 5名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	鹿沼市議会	議長	増渕 靖弘
3	鹿沼市	鹿沼市	副市長	福田 義一
4		鹿沼市教育委員会	教育長	高橋 臣一
5	スポーツ関係	鹿沼市体育協会	会長	江田 光好
6	社会団体	社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会	会長	池澤 光男

【常任委員】 53名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
7	市議会関係	鹿沼市議会	副議長	鈴木 敏雄
8	スポーツ関係	鹿沼市体育協会	副会長	斎藤 忠
9		鹿沼市体育協会	副会長	枝村 重利
10		鹿沼市体育協会	副会長	櫻井 敦
11		鹿沼市体育協会	理事長	大塚 益美
12		鹿沼市スポーツ推進審議会	副会長	阿部 尚
13		鹿沼市スポーツ推進委員会	会長	山崎 操
14		鹿沼市レクリエーション協会	会長	佐藤 悅夫
15		かぬま地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	江田 光好
16		公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団	常務理事	渡邊 克明
17	県競技団体関係	栃木県バレーボール協会	会長	大豆生田 將
18		栃木県卓球連盟	会長	関則男
19		栃木県障害者卓球連盟	会長	小堀 謙介
20		栃木県武術太極拳連盟	会長	斎藤 孝明
21	学校関係	鹿沼市小中学校長会	南押原中校長	名塚 久貴
22		栃木県立鹿沼高等学校	校長	高瀬 元久
23		栃木県立鹿沼東高等学校	校長	吉澤 正光
24		栃木県立鹿沼南高等学校	校長	高野 寿映
25		栃木県立鹿沼商工高等学校	校長	蓮實芳守
26		栃木県立富屋特別支援学校	校長	中田 誠
27	行政関係	栃木県警察鹿沼警察署	署長	林 光孝

(順不同・敬称略)

28	医療関係	一般社団法人 上都賀郡市南部地区医師会	代表	大久保 昌章
29	産業・経済関係	鹿沼商工会議所	会頭	木村 剛考
30		栗野商工会	会長	井戸 道廣
31		上都賀農業協同組合	代表理事組合長	大橋 正春
32	輸送・電気・通信関係	東日本旅客鉄道株式会社 鹿沼駅	宇都宮駅福駅長	高橋 幸造
33		東武鉄道株式会社 新鹿沼駅	駅長	藤田 治
34		一般社団法人 栃木県バス協会	会長	手塚 基文
35	警備・消防関係	鹿沼市消防団	団長	伊藤 金治
36		鹿沼市婦人防火クラブ連合会	会長	山崎 晴美
37	宿泊・観光関係	鹿沼市旅館組合	組合長	和久井 保男
38		鹿沼市観光物産協会	会長	福田 義一
39	社会団体関係	鹿沼市自治会連合会	会長	奈良部 実
40		地域自立支援協議会	会長	黒川 亨
41		県西自閉症児者親の会	会長	高橋 幸香
42		鹿沼市肢体不自由児者父母の会	会長	松崎 清子
43		鹿沼身体障害者親交福祉会	会長	葉山 廣
44		鹿沼市手をつなぐ育成会	会長	鈴木 栄子
45		鹿沼市つくし会	会長	吉村 アヤ子
46		鹿沼市聴覚障害者協会	副会長	滝沢 時江
47		社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会	事務局長	田野井 武
48		鹿沼市総務部	部長	糸井 朗
49	鹿沼市	鹿沼市財務部	部長	南雲 義晴
50		鹿沼市市民部	部長	袖山 稔久
51		鹿沼市保健福祉部	部長	小林 和弘
52		鹿沼市こども未来部	部長	上林 浩二
53		鹿沼市経済部	部長	坂入 弘泰
54		鹿沼市環境部	部長	黒川 勝弘
55		鹿沼市都市建設部	部長	茂呂 久雄
56		鹿沼市水道部	部長	木村 正人
57		鹿沼市議会事務局	局長	石塚 邦治
58		鹿沼市教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和
59		鹿沼市消防本部	消防長	黒川 純一

【監事】 2名

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
60	鹿沼市	鹿沼市会計管理者	会計管理者	金子 信之
61		鹿沼市監査委員	代表監査委員	高田 悅夫

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
62	スポーツ関係	鹿沼市スポーツ少年団	副本部長	神長幸司
63		鹿沼市スポーツ少年団	副本部長	稻富照子
64		鹿沼市スポーツ少年団	副本部長	石原弘人
65		鹿沼地区中学校体育連盟	会長	酒井邦夫
66		栃木県高等学校体育連盟中部支部	支部長	高野寿映
67		公益財団法人 かぬま文化・スポーツ振興財団	事務局長	秋澤淳一
68	市競技団体関係	鹿沼市バレーボール協会	会長	吉村誠
69		鹿沼市卓球協会	会長	松井正一
70	行政関係	上都賀教育事務所	所長	鈴木康夫
71		鹿沼土木事務所	所長	山田和美
72		県西健康福祉センター	所長	渡辺晃紀
73	医療関係	上都賀厚生農業協同組合連合会	代表理事会長	福田利男
74		一般社団法人 鹿沼歯科医師会	会長	相馬英人
75		一般社団法人 鹿沼薬剤師会	会長	下妻和彦
76		公益社団法人 栃木県看護協会県西支部	副支部長	長谷川ルミ
77		公益社団法人 栃木県栄養士会県西支部	監事	高橋紀美子
78	産業・経済関係	鹿沼市森林組合	代表理事組合長	渡辺保
79		栗野森林組合	代表理事組合長	福田七右衛門
80		鹿沼市農業委員会	会長	奈良部繁雄
81		鹿沼市金融団(幹事・足利銀行鹿沼支店)	幹事(支店長)	佐藤哲男
82		鹿沼工業団地総合管理協会	理事長	露澤泰
83		とちぎ流通センター協同組合	代表理事	岩本泰史
84		鹿沼飲食業組合	組合長	金田正巳
85		まちの駅ネットワークかぬま	代表	石黒雅幸
86		鹿沼そば振興会	会長	米山慎太郎
87		かぬま和牛振興会	会長	鷹見直人
88		一般社団法人 栃木県建設業協会鹿沼支部	支部長	宇賀神勝
89		鹿沼市造園建設業協会	会長	野口正樹
90		鹿沼市管工事業協同組合	理事長	山田勝
91		公益財団法人 鹿沼市農業公社	常務理事	田野井康弘
92		公益財団法人 鹿沼市花木センター公社	理事長	御地合晋守
93		かぬまブランド推進協議会	会長	福田義一
94	輸送・電気・通信関係	関東自動車株式会社 鹿沼営業所	所長	村田和彦
95		一般社団法人 栃木県タクシー協会	会長	荒井勝
96		一般社団法人 栃木県レンタカー協会	会長	青木重雄
97		東京電力パワーグリッド株式会社 栃木総支社	総支社長	金子史彦
98		日本郵便株式会社鹿沼郵便局	局長	山田敬実

(順不同・敬称略)

99	輸送・電気・通信関係	東日本電信電話株式会社 栃木支店	支 店 長	長 谷 部 周 彦
100	警備・消防関係	鹿沼地区交通安全協会	会 長	井 戸 道 廣
101		鹿沼市防犯協会	会 長	佐 藤 信
102	宿泊・観光関係	鹿沼市観光物産協会	事 務 局 長	山 崎 隆 司
103		鹿沼市食生活改善推進委員会	会 長	篠 崎 佳 子
104	社会団体関係	鹿沼市文化協会	会 長	鈴 木 貢
105		鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	会 長	神 山 壽 子
106		鹿沼市老人クラブ連合会	会 長	小 島 正 男
107		きれいなまちづくり推進員協議会	会 長	廣 田 稔
108		ふるさとあわのづくり協議会	会 長	井 戸 道 廣
109		鹿沼ロータリークラブ	会 長	日 向 野 僚 弘
110		鹿沼東ロータリークラブ	会 長	原 田 篤
111		鹿沼中央ロータリークラブ	会 長	小 太 刀 裕 一
112		公益社団法人 鹿沼日光法人会	支 部 長	片 柳 伸 一
113		一般社団法人 鹿沼青年会議所	理 事 長	山 登 賢 一
114		鹿沼市PTA連絡協議会	会 長	大 貫 恵 治
115		鹿沼市少年指導員会	会 長	増 田 浩 治
116		鹿沼市子ども会連合会	会 長	佐 藤 和 也
117		鹿沼地区幼稚園連合会	会 長	栗 原 森 人
118		鹿沼市民間保育園連盟	会 長	小 野 口 正 子
119		ボーリスカウト栃木県連盟鹿沼連絡協議会	会 長	宇 賀 神 伴 吉
120		鹿沼市ボランティア連絡協議会	会 長	宇 賀 神 伴 吉
121		公益社団法人 鹿沼市シルバー人材センター	理 事 長	佐 ャ 木 克 博
122		鹿沼市国際交流協会	事 務 局 長	小 太 刀 亨
123		公益財団法人 鹿沼市勤労者福祉共済会	事 務 局 長	田 中 正 雄

【顧問】

3名

No	選出区分	機関・団体名	役 職	氏名
124	栃木県議会	栃木県議会（鹿沼市選出）	議 員	小 林 幹 夫
125		栃木県議会（鹿沼市選出）	議 員	松 井 正 一
126		栃木県議会（鹿沼市選出）	議 員	湯 泽 英 之

【参考】38名

(順不同・敬称略)

No	選出区分	機関・団体名	役職	氏名
127	市議会関係	鹿沼市議会	議員	大貫毅
128		鹿沼市議会	議員	加藤美智子
129		鹿沼市議会	議員	館野裕昭
130		鹿沼市議会	議員	関口正一
131		鹿沼市議会	議員	鈴木紹平
132		鹿沼市議会	議員	橋本修
133		鹿沼市議会	議員	藤田義昭
134		鹿沼市議会	議員	梶原隆
135		鹿沼市議会	議員	宇賀神敏
136		鹿沼市議会	議員	大貫桂一
137		鹿沼市議会	議員	石川さやか
138		鹿沼市議会	議員	鈴木毅
139		鹿沼市議会	議員	阿部秀実
140		鹿沼市議会	議員	市田登
141		鹿沼市議会	議員	佐藤誠
142		鹿沼市議会	議員	谷中恵子
143		鹿沼市議会	議員	津久井健吉
144		鹿沼市議会	議員	小島実
145		鹿沼市議会	議員	横尾武男
146		鹿沼市議会	議員	鰯原一男
147		鹿沼市議会	議員	大島久幸
148	市教育委員会関係	鹿沼市教育委員会	教育長職務代理者	鈴木泉
149		鹿沼市教育委員会	教育委員	倉松俊弘
150		鹿沼市教育委員会	教育委員	平野美恵
151		鹿沼市教育委員会	教育委員	宮田里枝
152	知識経験者	卓球知識経験者（日本卓球協会 競技者育成委員会）	アドバイザー	大貫重雄
153		バレーボール知識経験者（栃木県バレーボール協会）	理事長	柿沼光治
154	報道関係	株式会社 下野新聞社 鹿沼支局	支局長	枝村敏夫
155		株式会社 朝日新聞社 宇都宮総局	総局長	向井貴之
156		株式会社 毎日新聞社 宇都宮支局	支局長	青木英一
157		株式会社 読売新聞東京本社 日光支局	支局長	伊藤学
158		東京新聞 宇都宮支局	支局長	蒲敏哉
159		株式会社 産経新聞社 宇都宮支局	支局長	鈴木憲司
160		日本放送協会 宇都宮放送局	局長	村木優実子
161		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内和男
162		鹿沼ケーブルテレビ 株式会社	代表取締役社長	辻孝行

(順不同・敬称略)

163	報道関係	株式会社 栃木放送	代表取締役社長	大塚 幹夫
164		株式会社 エフエム栃木	代表取締役社長	香川 真史

※参与1名減のため、令和2年度は38名体制とする。

【事務局】

事務局長	鹿沼市教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和
事務局次長	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	室長	大貫 照実
事務局職員	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主任主事	濵江 隆宏
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主事	柴田 知拓
	鹿沼市教育委員会事務局 国体推進室	主事	斎藤 香名芽

令和元年5月8日 第1回常任委員会承認

**第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体
第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会
鹿沼市実行委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第1条 この規定は第77回国民体育大会いちご一會とちぎ国体・第22回全国障害者スポーツ大会いちご一會とちぎ大会鹿沼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則（令和元年9月26日決定）第4項に基づき、実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称、実行委員会常任委員会（以下「常任委員会」という。）からの付託及び委任事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長または副委員長が指名したものがこれに当たる。
3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。
3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会につ

いて準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 広報及び市民運動に関すること。 3 歓迎及び接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	1 総務企画の推進に関すること。 2 広報及び市民運動の実施に関すること。 3 歓迎及び接伴の実施に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	1 競技の実施に関すること。 2 式典の実施に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 その他競技式典の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	1 宿泊の実施に関すること。 2 医事・衛生の実施に関すること。 3 その他宿泊衛生の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	1 輸送・交通の実施に関すること。 2 警備・消防の実施に関すること。 3 その他輸送交通の実施に関すること。